論　説

海外渡航の自由の制約の合憲性

大　塚　翔　吾

第１　はじめに

海外渡航の自由については、今から半世紀以上も前の１９５８年（昭和３３年）のいわゆる帆足計事件最高裁判決[(1)]が未だにリーディングケースとされている。これ以降、各判決は帆足計事件最高裁判決を引用した上で、「公共の福祉のためにする国民の海外渡航の自由の制限として一般的な合理性を有する」かという比較的緩やかな審査基準にて、旅券法１３条１項７号に基づく海外渡航の自由の制約を合憲としている[(2)]。

しかし、元最高裁裁判官である伊藤正己の補足意見や学説で指摘されている海外渡航の自由の重要性に鑑みると、その制約は容易には許されない。以下、本稿では、現在係争中の旅券発給拒否事件（以下、「本事件」という。）を取り上げながら、海外渡航の自由を制約する旅券法１３条１項７号がそもそも文面上違憲であること及び仮に文面上違憲とまではいえないとしてもその合憲性は厳格に判断すべきであることについて提言するとともに本事件でなされた処分が違憲であることについて述べる。

第２　事実の概要

１　処分に至るまでの経緯

本事件の事案の概要は以下の通りである。

本事件原告は、日本と国交のない外国に渡航した上で、国政指名手配を受けている男性と婚姻し、子をもうけた。その後原告は、日本に帰国したものの、旅券法違反容疑で逮捕、起訴され、懲役刑判決を受けた。

その後原告は、一般旅券発給申請をしたが、外務大臣により一般旅券発給拒否処分を受けたので、再度一般旅券発給を申請した。しかし、外務大臣は、原告からの申請に対し、再度一般旅券発給拒否処分（以下、「本事件処分」という。）をした。この際の一般旅券発給拒否通知書には、「処分の理由」として、国際手配中の者と密接な関係を維持していることやこれ

までの国内外における行動等という抽象的な理由から、旅券法第１３条第１項第７号に定める「著しく、かつ、直接に日本国の利益又は公安を害する行為を行うおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者」に該当することが記載されていた[(3)]。

2　処分後の原告の対応

(1)　審査請求について

このような本事件処分に対し原告は、本事件処分を取消し、一般旅券の発給を求める審査請求を行った。同審査請求において審査庁は、原告の審査請求を棄却する旨の裁決を行ったが、裁決の理由は概ね以下の通りであった。

裁決は、「旅券法第１３条第１項第７号は、我が国の利益又は公安を保持することを目的とした規定と解されるところ、いかなる行為が我が国の利益又は公安を害することになるかについては、国際間の政治、外交、経済等の現実の状況下において当該国の置かれた地位、状況等を考慮する必要がある上、これらの事柄は時代や情勢の変化に伴って流動的に変化する可能性があるものである」ことを指摘する。その上で、裁決は、最高裁１９６９年（昭和４４年）７月１１日判決・民集２３巻８号１４７０頁を引用し、「同号の旅券発給拒否事由には、旅券の発給を受けようとする者の渡航自体により著しくかつ直接に日本国の利益又は公安を害するおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある場合を包含するものと解され、かかる理由があるかどうかについては、申請者の地位、経歴、人がら、旅行の目的等の主観的条件のほか、国際情勢その他の客観的事実をも考慮して判断すべきものとされている」と述べる。裁決は続けて、「旅券発給申請に係る渡航が我が国の外交方針にいかなる影響を及ぼすのか等を判断するに当たっては、専門的な知識や知見に基づき国際情勢等を正確に分析し時宜に応じた的確な政策的・専門的判断を個別具体的に行う必要があるところ、このような判断は事柄の性質上、外交を担当する外務大臣の裁量に委ねられている」とする。そして、「一般旅券発給拒否事由に該当する申請者に対する一般旅券の発給を拒否するにつき、外務大臣等に一定の裁量権が付与されていることは、法第

１３条第１項各号に該当する場合に、「外務大臣・・・は、一般旅券の発給又は渡航先の追加をしないことができる」とする同項の文言からもうかがわれる」から、「一般旅券の発給を拒否した外務大臣の処分について、その裁量の範囲を逸脱し、又はこれを濫用したと認められる場合に限り違法となり、また、裁量権の行使が不適当であると認められる場合は不当となると解すべき」という外務大臣の広い裁量を肯定した。

その上で裁決は、原告が「著しく、かつ、直接に日本国の利益又は公安を害する行為を行うおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者」に該当すると結論付けた。

⑵　このような裁決に不服の原告は、本事件処分の取り消しを求めて本訴を提起した。

3　本事件における被告国の主張

このように審査庁は外務大臣の広い裁量を認めている。本事件訴訟における被告国の主張はこのような審査庁の考え方を踏襲している。

すなわち、本事件において被告国は、「日本政府において外交を担当する責任と権能を有し、国際情勢に精通し高度の専門的知識と判断力を有する外務大臣に広い裁量権があるため、旅券法１３条１項７号に該当する旨の外務大臣の判断が違法と評価されるのは、その判断が外務大臣等に付与された裁量権の範囲を逸脱し又はその濫用があると認められる場合に限られる」との主張を行っている。

第３　本事件処分は違憲であること

1　上記の通り、審査請求における裁決及び本訴における被告は、外務大臣に広い裁量があるとし、旅券法１３条１項７号に基づく本事件処分を合憲と結論付けている。

しかし、以下で詳述する通り、海外渡航の自由が人身の自由及び精神的自由としての側面をも有する重要な人権であること等を考慮すると、法文が不明確である旅券法１３条１項７号自体はそもそも文面上違憲の疑いが強い。また、仮に同号が違憲とまではいえないとしても、このような違憲の疑いが強いこと及び海外渡航の自由の重要性を考慮すると、同号に該当

するかについては被告が主張するような広い裁量が外務大臣にあるとはいえず、「害悪発生の相当の蓋然性が客観的に存する」かなどの厳格な審査基準で判断すべきである。

以下、詳述する。

2　海外渡航の自由の性質

⑴　根拠条文

憲法には海外渡航の自由を直接に規定する条文がないことから、同自由の根拠をいかなる条文に求めるかについては従来から憲法２２条１項説、同条２項説、１３条説の争いがある。以下では学説の状況について概説する。

ア　憲法２２条１項説

２２条１項の居住、移転には、住所または居所を定めてこれを変更することのみならず、人が移動することをも含むと解した上で、旅行の自由を国内と国外とで区別せずに、海外渡航（旅行）の自由も１項で保障されると解する見解である。最高裁１９６９年（昭和４４年）７月１１日判決・民集２３巻８号１４７０頁の色川幸太郎最高裁裁判官補足意見及び反対意見は、「海外旅行は、憲法２２条１項にいう「移転」の一種であつて、国内における移転とは、国境を越える点においてのみ差があるにすぎない」ことなどを理由に、憲法２２条１項によって保障されると論じている。

２２条２項が「移住」という継続的に住むという意味の文言を使っているのに対し、同条１項は「移転」という一時的に移動する意味の文言を使っていることから、文言解釈として無理がないことを根拠とする。また、２項の「外国に移住」という文言は、「国籍を離脱する自由」と並べて記載されているため、その位置からも海外渡航の自由のような一時的な海外渡航は含むと解することはできないことも根拠とする[(4)]。そして、「人の生まれながらの自由としての性格を強く持つ国籍離脱の自由および外国移住の自由と、日本政府の保護を受けあるいはそれを期待しつつ一時的に外国に旅行する自由とは、性格を大きく異にして」いることを根拠とする見解もある[(5)]。ただ、少数説との位

置づけである[6]。

イ　憲法２２条２項説

この見解は、まず２２条１項を国内における移動の自由、同条２項を国外における移動の自由と分ける。その上で、「同条２項の『移住する』というのは、住所を外国に設定するため国外に移ることのほか、一時的に海外に旅行することも含む」[7]から、海外渡航の自由は２２条２項によって保障されるという見解である。

判例は「憲法２２条２項の『外国に移住する自由』には外国へ一時旅行する自由を含むものと解すべきである」とし、この立場をとっている[8]。また、多数説とされている[9]。

ウ　憲法１３条説

帆足計事件最高裁判決における田中耕太郎裁判官及び下飯坂潤夫裁判官の意見[10]である。この意見は、「憲法２２条は１項にしろ２項にしろ旅行の自由を保障しているものではない。しからばこれについて規定がないから保障はないかというとそうではない。憲法の人権と自由の保障リストは歴史的に認められた重要性のあるものだけを拾つたもので、網羅的ではない。従つてその以外に権利や自由が存せず、またそれらが保障されていないというわけではない。我々が日常生活において享有している権利や自由は数かぎりなく存在している。それらはとくに名称が附されていないだけである。それらは一般的な自由または幸福追求の権利の一部分をなしている。本事件の問題である旅行の自由のごときもその一なのである」と述べるものである。同意見は条文の明示こそしていないものの、「幸福追求の権利」という文言を示していることから、海外渡航の自由は１３条によって保障されるとする見解といえる。

また、「海外観光旅行のごとき一時的な旅行は、生活の本拠を永久もしくは半永久的に外国に移転することと同一視されるべきではなく、国境を度外視しての国際交流のひんぱんなこんにち、海外の一時的な旅行は・・・『一般的な自由または幸福追求の権利の一部をなしている』と解した方がよい」とする見解も１３条説といえる[11][12]。この１３条説は「国内における居住移転の自由や外国に定住する自由と切り離

してしまう点に問題がある」などの指摘[13]がなされている。

エ　憲法２２条２項のみならず１３条においても保障される権利であること

以上の通り、海外渡航の自由を憲法上のどの条文に求めるのかについては、従来から争いのあるところである。「外国に永久又は半永久的に住所を移す」こととといえる２２条２項記載の「外国」への「移住」に、一時的な海外渡航の自由が含まれると解すことができるとの指摘[14]を踏まえると、基本的には、判例、多数説の２２条２項説が妥当であると考えられる。

もっとも、海外渡航は、自国では経験することが困難である多種多様な意見・知識・情報に、直接接することを可能にするものであるから、個人の思想及び自己の「人格の形成・精神的活動にとって決定的重要性をもつ」[15]。それだけでなく、これらの多種多様な意見・知識・情報に国民が直接接し、これら情報等を流通させることによって民主主義社会の発展に寄与するという社会的な意味も持つ。そして、近年さらにスピード感を持って進むグローバル化により、人々の価値観や生き方がますます多様になっている。このような状況下においては、個人が、国境を超えて移動・旅行するという海外渡航の自由を確保することは上記自己の人格の形成・発展に必要不可欠であり、憲法の重大原理の一つである「個人の尊厳とも直結し得るもの」である[16]。そうすると、グローバル化時代である現代においての海外渡航の自由は、個人の人格形成・発展に必要不可欠であり、「個人の尊厳とも直結し得るもの」として、憲法１３条の幸福追求権によっても保障されると解すことができる。

そうすると海外渡航の自由は、憲法２２条２項により保障されるだけでなく、１３条においても保障される権利であると解すことができる。この点について１３条説を説く初宿正典教授も、旅行の自由が「人格形成にとってもつ意味を重要視しつつも、これをむしろ端的に幸福追求権の一部として根拠づけうるとすれば、居住・移転の自由自体が精神的自由権としてもつ意味を強調する必要性はあまりなくなるかもしれない」と論じて１３条で保障されることを説く一方で、「ただ、自己の好む土地に居所を定めまたはこれを変更するという、本来の意味

での居住・移転にも、そうした自己の人格形成にとっての重要な意味が含まれると解される限りにおいて、居住・移転の自由にそうした精神的自由としての側面があることは否めない」[17] と２２条２項説に理解を示している。

このような１３条に保障根拠を求めると「制約基準がゆるやかになる欠点がある」との批判がある[18]。しかし、制約基準はどのような条文で保障されるかだけで変わるものではなく、以下で述べる通り海外渡航の自由が複合的な性格を有する重要な権利であるから、その制約基準は厳格に考えるべきといえるので、このような指摘はあたらないと考える。むしろ、２２条２項だけでなく、１３条によって保障されるとの考えは、海外渡航の自由が以下で述べるような複合的性格を有する重要な人権であるため、その制約にはより厳格な基準で判断すべきことを根拠付けるものといえる。

⑵　海外渡航の自由の性質

上記のように海外渡航の自由は２２条２項及び１３条によって保障されると考えられる。もっとも、重要なのはどの条文によって保障されるということではなく、海外渡航の自由が経済的自由のみならず精神的自由や人身の自由としての価値をも有する重要な人権であるという点である。以下、詳述する。

２２条２項の条文の位置などからすると海外渡航の自由が「経済的自由としての性格」を有していることは明らかであり、多くの基本書では経済的自由の項目で論じられている[19]。しかし、海外渡航の自由はこれ「にとどまらず、多面的複合的な性格を有する」基本的人権であるといわれる。「すなわち、一つは、合理的理由のない権力による強制居住ないし強制移転を排除し、各人の自由意思による居住所の選択・移動を可能にする点で、自由権の基礎とも言うべき人身の自由とも密接に関連している」[20] といわれているのである。この点を踏まえて人身の自由の項目で論じる見解も多い[21]。そして、重要なのは「自己の自由な選択に基づき様々な事物に接し、多くの人々との間で対話ないし情報交換を行い、知的な接触の機会を持つことによって、表現の自由を支える価値として説かれる自己実現や自己統治の機能に資する点で、精神的自由

と関わる」[22] という点である。この点を踏まえて精神的自由の項目で海外渡航の自由を論じる見解もある[23]。この精神的自由としての性質を持つという点は上述したように海外渡航の自由が１３条によっても保障されると考える点からも導かれる。

海外渡航の自由がこのような複合的多面的性格を有するという点については、最高裁１９８５年（昭和６０年）１月２２日第三小法廷判決・民集３９巻１号１頁（以下、「１９８５年（昭和６０年）最高裁判決」という。）の伊藤正己裁判官の補足意見でも述べられている。すなわち伊藤裁判官は、「今日では、国の内外を問わず自由に移動することは、単なる経済的自由にとどまらず人身の自由ともつながりを持ち、さらに他の人びととの意見や情報の交流などを通じて人格の形成に役立つという精神的自由の側面をも持つ」と述べているのである。

このように海外渡航の自由は、経済的自由としての側面のみならず、自由権の基礎といえる人身の自由、そして、自己実現、自己統治の価値を有する精神的自由の側面を持つ重要な人権といえる。

そして前述のように近年のグローバル化時代においては、精神的自由としての側面を重視する重要性が特に増している。以下で述べるように、海外渡航の自由がこのような精神的自由や自由権の基礎といえる人身の自由としての側面を持つ重要な人権であることを踏まえてその制約の合憲性を判断しなければならない。

３　旅券法１３条１項７号自体が違憲であること

(1)　文面上違憲説が多数説であること

上述のように、海外渡航の自由が人身の自由及び精神的自由の側面を有していることからすると、同自由を制約する立法の合憲性の判断には基本的に厳格な審査基準が妥当することとなる。このような考えから、本事件処分の根拠法たる旅券法１３条１項７号は違憲無効であるとの見解が多数説的地位を長らくの間占めている[24]。

この見解は文面上違憲説と呼ばれており、「憲法２２条２項の保障する海外渡航の目的は、『無制約に保障され、公共の福祉による制約を受けない』から、国の政策的理由により、日本国の利益等を害する『虞が

ある故を以て行政官庁の認定で(右自由を)制約できる可能性を認める』」旅券法１３条１項７号は違憲であると解したり、旅券法１３条１項７号「の定める基準は、『きわめて漠然かつ不明確であり、ほとんど政府の自由な裁量によってその拒否を決しうるとする』もので、それにより『憲法の保障する外国旅行を禁止する可能性をみとめる規定は、憲法に違反する』」と解し、旅券法１３条１項７号は文面上違憲であるとする見解である[25]。

⑵　全面的合憲説は少数説に過ぎないこと

これに対し、帆足計事件最高裁判決、本事件裁決及び本事件被告が採用していると考えられる見解が全面的合憲説である。

この見解は「海外渡航の自由は、他の人権と異なり、国内の治安の維持とか、国際情勢の変化や外交上の影響のような国際協調の原理から、特別の制限を受ける。日本の利益を害するか否かは高度の政治問題でもある」などとの理由から、旅券法１３条１項７号は合憲であり、しかも外務大臣の広い裁量が認められるとする見解である[26]。しかし、前掲芦部憲法学５８１頁でも「少数説」と明記されているとおり、学説上は全面的合憲説を採用する見解は皆無である。

また、後述の通り、１９８５年（昭和６０年）最高裁判決にて伊藤正己は「補足意見」として適用違憲説を採用している。注目すべき点はこの伊藤正己の意見が、多数意見と異なる意見である「反対意見」でも、「意見」でもなく、「補足意見」であるとのことである。「補足意見」とは、「多数意見又は法廷意見に加わった裁判官がそれに付加して自己の意見を述べるもの」[27]であるから、多数意見又は法廷意見に付加したいわば公式的な「解説」である。また、帆足計事件最高裁判決は「１９５２年の（サンフランシスコ）平和条約発効直前という特殊な事情の下での出国について下されたものであ」り[28]、「まだ占領下にあった時の外務大臣の判断であることを考慮して、先例としての重みを限定的に受け止めるべきであ」る[29]。これらの点を踏まえると、最高裁はもはや全面的合憲説を採用しておらず、実質的には適用違憲説に「判例変更」がなされたといえる。

したがって、全面的合憲説は、現在では最高裁判例さえも採用してい

ない少数説であることに留意すべきである。

⑶　文面上違憲説が妥当であること

精神的自由権を制約する立法は明確であることが求められる（明確性の理論）。とりわけ表現の自由と関係する制約立法について、本来許されるはずの表現までも許されないとして萎縮するという効果を理由に「高度の明確性が要求される」[30]。そして、海外渡航の自由は上記の通り、「多くの人々との間で対話ないし情報交換を行い、知的な接触の機会を持つことによって、表現の自由を支える価値として説かれる自己実現や自己統治の機能に資する点で、精神的自由と関わる」[31]という意味を持つから、その制約立法の明確性は、高度のものが要求される。

しかし、旅券法１３条１項７号は、「日本国の利益又は公安を害する行為を行うおそれ」などという政治的判断をも許容するような抽象的かつ不明確な文言となっており、高度の明確性があるとはいえない。このように旅券法１３条１項７号が不明確であることは、最高裁判決の公式的解説として位置づけられている最高裁判例解説でも旅券法１３条１項７号は、「同項１号ないし４号の２とは異なり、文面上違憲の議論もあるような概括的で具体性に乏しい規定」と指摘されているところである[32]。

よって、旅券法１３条１項７号は高度の明確性があるとはいえないにもかかわらず、上記精神的自由や人身の自由の価値をも有する重要な人権である海外渡航の自由を制約していることから、それ自体文面上違憲である。

したがって、同号はそもそも違憲であると考えられる。

４　旅券法１３条１項７号が合憲であるとしてもその適用は限定的に解釈すべきであること

⑴　上述のように旅券法１３条１項７号はそれ自体文面上違憲（あるいはその疑いが強い規定）である。

もっとも、仮に合憲であるとしても、以下で述べるとおり、同号の規定の適用にあたっては憲法に適合するよう合憲限定解釈を行うべきである。

⑵　この点について、旅券法１３条１項７号を文面上違憲とすることは相

当ではないとしつつ、「精神的自由の側面をもつ以上、同号に定める『害悪発生の相当の蓋然性が客観的に存する』必要があり、それが存在しない場合の拒否処分は適用違憲となる」と解する見解がある（適用違憲説）[33]。

この見解は、１９８５年（昭和６０年）最高裁判決にて伊藤正己元最高裁裁判官が「補足意見」として述べたものである。すなわち伊藤補足意見は、「海外渡航の自由・・・の制約が合理的なものであるかどうかを判断するにあたつては、・・・今日では、国の内外を問わず自由に移動することは、単なる経済的自由にとどまらず人身の自由ともつながりを持ち、さらに他の人びととの意見や情報の交流などを通じて人格の形成に役立つという精神的自由の側面をも持つことに留意しなければならない。そこで、移動の自由の制約が合理的なものであるかどうかを判断するにあたつては、それがこの自由のどのような面を規制するかを考察すべきものと考えられる。そして、一般に、海外渡航の自由を制限する場合には、精神的自由の制約という面を持つことが多いのであり、それだけにたやすくその制約を合理的なものとして支持することができない」として、まず、海外渡航の自由が容易に制約できないことを指摘しているのである。

このような指摘に続き、伊藤補足意見は、旅券法１３条１項７号の「規定が文面上無効であるとはいえない」として、文面上違憲説を採用しないことを明らかにした上で、「そのことの故をもつて、その規定の適用が常に合憲と判断されることにはならない。海外渡航の自由が精神的自由の側面をも持つ以上、それを抑止する旅券発給拒否処分には、外務大臣が抽象的に同号の規定に該当すると認めるのみでは足りず、そこに定める害悪発生の相当の蓋然性が客観的に存する必要があり、このような蓋然性の存在しない場合に旅券発給拒否処分を行うときは、その適用において違憲となると判断され、その処分は違憲の処分として正当性を有しないこととなる」と述べ、適用違憲説に立つことを明らかにしたのである。

繰り返しとなるが、注目すべき点はこの伊藤正己の意見が、「反対意見」でも、「意見」でもなく、「補足意見」であることである。「補足意見」とは、「多数意見又は法廷意見に加わった裁判官がそれに付加して自己の意

見を述べるもの」[34] であるから、多数意見又は法廷意見を補足（解説）する意見である。全面的合憲説を採用したと考えられる帆足計事件最高裁判決を踏襲するのであれば、旅券法１３条１項７号の「著しく、かつ、直接に日本国の利益又は公安を害する行為を行うおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある」に該当するかについて「害悪発生の相当の蓋然性が客観的に存する必要がある」などと合憲限定解釈を加える必要はない。そうすると、この１９８５年（昭和６０年）最高裁判決及びその補足意見によって、判例は全面的合憲説から実質的に上記適用違憲説に変更されたといっても過言ではない。この点については、「判例が旧旅券法１３条１項５号（現行旅券法１３条７号（注：原文ママ））について限定解釈の必要性を事実上認めたものと解される」と指摘されているところである[35]。

⑶　繰り返しとなるが、旅券法１３条１項７号はその不明確性からそれ自体文面上違憲といえる。もっとも、仮に文面上合憲であるとしても、同号自体がそもそも文面上違憲の疑いがあること、及び海外渡航の自由が上記のように人身の自由の側面や精神的自由の側面を有する重要な人権であることに鑑みれば、伊藤補足意見が示すとおり、旅券法１３条１項７号に該当するかは「外務大臣が抽象的に同号の規定に該当すると認めるのみでは足りず、そこに定める害悪発生の相当の蓋然性が客観的に存する必要がある」と合憲限定解釈を行い、限定的に捉えるべきである。

そうであるにもかかわらず、本事件裁決や同被告は、「日本政府において外交を担当する責任と権能を有し、国際情勢に精通し高度の専門的知識と判断力を有する外務大臣に広い裁量権があるため、旅券法１３条１項７号に該当する旨の外務大臣の判断が違法と評価されるのは、その判断が外務大臣等に付与された裁量権の範囲を逸脱し又はその濫用があると認められる場合に限られる」などという合憲限定解釈を加えない緩やかな審査基準を採用しているのである。このような裁決及び被告の主張は、１９８５年（昭和６０年）最高裁判決に反する少数説的見解と言わざるを得ない。

5　本事件原告の海外渡航の自由の重要性

海外渡航の自由が一般的に経済的自由の側面のみならず、人身の自由の側面や精神的自由の側面を有する重要な人権であることは既に述べた通りである。そして、このような海外渡航の自由の多面的性格に応じて「違憲審査の基準も異なるものになる」[36]。すなわち、自由権の基礎となるべき人身の自由の側面に対する制約や、自己実現、自己統治といった重要な価値を有する精神的自由の側面に対する制約の場合には、厳格な審査基準を用いるべきである。

本事件原告の海外渡航の自由は、海外で営業等をするという経済的自由の側面はほとんどない。このような側面よりも、自由意思による移動といった人身の自由の側面、そして何よりも自己の家族（夫）に面会し、家族としての時間を過ごすという自己実現の価値及び家族を北朝鮮から帰国させるという自己実現の価値のみならず、国際指名手配をされている夫を帰国させることという政治的意味をも包含する自己統治の価値を有する精神的自由の側面を強く有するものである。

本事件旅券発給拒否処分はこのような原告の海外渡航の自由の人身の自由及び精神的自由の側面という重要な側面を制約するものであるから、その合憲性の判断には、上記のような外務大臣が抽象的に同号の規定に該当すると認めるのみでは足りず、そこに定める「害悪発生の相当の蓋然性が客観的に存する」かという厳格な審査基準が妥当するのである。

第４　結語

以上の通り、海外渡航の自由は憲法２２条２項及び１３条によって保障される人身の自由及び精神的自由としての価値をも有する極めて重要な人権である。このような人権を制約する立法である旅券法１３条１項７号は、重要な人権を制約する立法に必要な高度な明確性を備えていないためそもそも文面上違憲である。

仮に旅券法１３条１項７号が文面上違憲とまではいえないとしても、違憲の疑いが強い制約立法であることに留意する必要がある。このことと前述の海外渡航の自由が重要な人権であること、そして、本事件原告の海外渡航の意義を踏まえて考えると、その合憲性の判断には、「害悪発生の相

当の蓋然性が客観的に存する」かという厳格な審査基準による合憲限定解釈を行うべきことは明らかである。そうすると、本事件処分は２２条２項及び１３条に反し違憲であることは疑いない。

(1)　最高裁１９５８年（昭和３３年）９月１０日大法廷判決・民集１２巻１３号１９６９頁
(2)　東京地裁２０１７年（平成２９年）４月１９日判決・判タ１４６１号１８３頁など
(3)　なお、渡航希望先が日本と外交がなく、安全上の問題があることから、旅券法第１９条第１項第４号の「趣旨」から本事件処分の判断に至った旨も記載されていた。
(4)　芦部信喜著「憲法学Ⅲ 人権各論⑴［増補版］」５６３頁
(5)　長谷部恭男著「新法学ライブラリ＝２ 憲法 第７版」２５８頁
(6)　前掲芦部憲法学Ⅲ５６３頁
(7)　樋口陽一他著「注解法律学全集②憲法Ⅱ（第２１条～第４０条）」１０９頁
(8)　前掲最高裁１９５８年（昭和３３年）９月１０日大法廷判決
(9)　前掲芦部憲法学Ⅲ５６４頁
(10) 判決では「補足」意見とされているが、ここでの両裁判官の意見は、「結論においては、多数の意見と異るところはない」とした上で、その理由付けが多数意見と異なることから、正しくは「意見」である（法令用語研究会編「有斐閣法律用語辞典（第５版）」９６５頁。反対意見の項目参照）。
(11) 吉田義明著「日本国憲法論 第３版」４１３頁
(12) その他、初宿正典著「憲法２ 基本権（第２版）」１３５頁以下など
(13) 前掲注解憲法１０９頁以下
(14) 前掲注解憲法１１０頁
(15) 佐藤幸治著「現代法律学講座 憲法（第３版）」５５４頁
(16) 長谷部恭男編、宍戸常寿他著「注釈日本国憲法⑵」４７７頁
(17) 前掲初宿３０３頁
(18) 伊藤正己著「憲法（第３版）」３６６頁
(19) 芦部信喜著高橋和之補訂「憲法（第７版）」２４０頁、前掲伊藤憲法３６５頁、前掲吉田４１２頁、日笠完治著「憲法がわかった（改訂第２版）」２１２頁等
(20) 前掲芦部憲法学Ⅲ５６５頁
(21) 木下智史・伊藤建著「基本憲法Ⅰ」２４０頁、畑安次編著「日本国憲法」７１頁、渋谷秀樹、赤坂正浩著「憲法１ 人権（第７版）」１５頁等
(22) 前掲芦部憲法学Ⅲ５６５頁
(23) 前掲初宿３０２頁、佐藤幸治・土井真一編著「判例講義 憲法Ⅰ」１３４頁等
(24) 野中俊彦、中村睦男、高橋和之、高見勝利著「憲法Ⅰ（第５版）」４６５頁
(25) 前掲芦部憲法学Ⅲ５８２頁。その他、前掲野中他憲法Ⅰ４６６頁、松井茂記著「日本国憲法（第３版）」４９５頁等
(26) 前掲芦部憲法学Ⅲ５８１頁
(27) 法令用語研究会編「有斐閣法律用語辞典（第５版）」１０８８頁
(28) 前掲初宿３０６頁（注：括弧部分大塚加筆）
(29) 佐藤幸治著「日本国憲法論（第２版）」３３３頁以下
(30) 小山剛著「『憲法上の権利』の作法」６０頁以下
(31) 前掲芦部憲法学Ⅲ５６５頁参照

(32) １９８５年（昭和６０年）最高裁判所判例解説７頁以下
(33) 前掲芦部憲法学Ⅲ５８２頁。その他適用違憲説を採用する見解として、前掲長谷部憲法２５８頁、安西文雄、巻美矢紀、宍戸常寿著「憲法学読本（第３版）」２０３頁等
(34) 前掲法律用語辞典１０８８頁
(35) 前掲畑７１頁
(36) 前掲芦部憲法学Ⅲ５６６頁